JRの最大産別として、政策制度、組織課題を主導的に解決し、安全で社会に信頼されるJRを築こう!
http://www.jr-rengo.jp

JR連合
JRTU
JAPAN RAILWAY TRADE UNIONS CONFEDERATION

日本鉄道労働組合連合会
〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-8-10 東興ビル9階
TEL（NTT）03-3270-4590　（JR）057-7848
FAX（NTT）03-3270-4429　（JR）057-7849
1部20円（但し組合費に含む）
●発行者／松岡裕次　●編集者／中山耕介

JRグループ労組連絡会 2016春闘総決起集会
グループ全体で取り組む春闘を
各分科会代表が厳しい現状訴える

JRグループ労組連絡会は、2月26日、大阪市内で2016春闘総決起集会を開催し、グループ各単組から約200人が結集して、要求の実現にむけた意志統一を図った。

冒頭、JRグループ労組連絡会を代表して火野宮敦代表幹事（JR東海連合・関西新幹線サービック労組委員長）が「JR連合に結集するグループ労組は昨年12月に分科会プロジェクトを開催し、2016春季生活闘争にむけた課題と悩みの共有を図ってきた。本日の集会で闘争方針を改めて確認し、一斉申し入れと交渉にしっかり取り組んで行こう」と挨拶し、2016春季生活闘争での奮起を促した。

要求の実現にむけ、各単組の積極的な取り組みを促すJRグループ労組連絡会火野宮代表幹事

続いて、JR連合の松岡裕次会長とJR西日本連合の荻山市朗議長（JR連合副会長・JR西労組委員長）が、2016春季生活闘争を取り巻く情勢を中心に報告、挨拶を行った。松岡会長からは「JR各社の第3四半期決算は概ね好調であり、公正な成果配分を行うべきである」としたうえで、グループ全体を含めた春季生活闘争にしていく決意を明らかにした。

その後、幹事会から第28回中央委員会で決定した2016春季生活闘争方針について、グループ労組に関わる部分を中心に提起、「定昇＋月例賃金総額6000円以上」又は「定昇込み10500円以上」を目安とする要求の実現にむけて、各単組の積極的な取り組みを要請した。

また、今年の総決起集会では各分科会を代表するグループ労組から決意表明がなされ、各単組からグループ会社を取り巻く厳しい経営状況や職場実態が報告された。とりわけ業務の繁忙や人手不足など、今春季生活闘争で取り組んでいくべき課題の解決にむけて強い決意を示した。

最後に、事務局から集会アピールを提案、満場の拍手で確認した後、火野宮代表幹事の団結ガンバローで閉会した。

東日本大震災を風化させず
道半ばの被災地の復興を全組合員で支え続けよう!
― 東日本大震災発生から5年を迎えるにあたってのJR連合声明 ―

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から５年の歳月が経過しました。改めてお亡くなりになった方々の御霊に哀悼の意を表するとともに、組合員・家族はもとより、被災されたすべての方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

復興庁によれば、震災直後から約６割減少したものの、未だ17万人あまりの方々が仮設住宅や親族宅などに避難し、落ち着いた暮らしを取り戻すことが出来ていません。また、いわゆる「震災関連死」は２月末時点で3,400人超にものぼり、長期にわたる避難が被災者の心身に影響し続けています。

被災地では、住宅や商店街、工場などが再建され、活力を取り戻しつつあるかのように見えますが、住宅の高台移転工事や、がれきや除染廃棄物の処理などが続いており、真の復興への道のりは未だ道半ばにあると言えます。

ＪＲ連合は、東日本大震災発生以降、救援物資の輸送や緊急支援カンパ、連合被災地救援ボランティアに積極的に参加するなど、全組合員の総力を挙げた被災地の支援に取り組んできました。加えて、私たちの働きかけによって、貨物鉄道による災害廃棄物輸送も実施され、震災復興に資する取り組みを推進したほか、公益財団法人オイスカが主催する宮城県名取市の「海岸林再生プロジェクト」に参加し、震災復興への支援活動を継続しているところです。

また、昨年５月30日には一部区間が不通となっていたＪＲ仙石線が震災から約４年２ヶ月ぶりに全線運転を再開し、今春には常磐線小高～原ノ町間が、2016年度末には常磐線相馬～浜吉田間が順次運転再開を予定するなど、甚大な被害を受けた路線の復旧も確実に進んでいます。

ＪＲ連合は、今後とも遅れている街の復興に向けた政府の継続的な取り組みを要望していくこととします。さらには、政策活動の一環として、土砂災害や水害などによる鉄道路線の被災に対し、早期復旧あるいは路線維持の観点から鉄道軌道整備法の適用要件緩和等を求めるともに、南海トラフ三連動地震など、想定される大規模災害にも耐えうる鉄道インフラ形成に向け、国の公的助成等をはじめとする防災・減災対策を求めていきます。

そして、東日本大震災を決して風化させず、幾多の犠牲と得られた教訓を胸に刻み、より安全で災害に強い鉄道ネットワークを通じ、被災地の復興を支え続ける決意を改めて表明するものです。

2016年３月11日
日本鉄道労働組合連合会（ＪＲ連合）

JR連合各地協委員会・春闘集会を開催
「底上げ・底支え」「格差是正」をめざし
すべてのJR労働者の労働条件改善を

JR連合の各地協は、2月上旬から東海地協、四国地協、北陸地協、関東地協、九州地協、また、3月上旬から中国地協、北海道地協、近畿地協がそれぞれ2016春季生活闘争勝利にむけた集会・学習会などを開催し、今春闘を牽引していくJR各単組、グループ労組の多くの仲間たちがそれぞれ参加した。

JR連合の執行委員がそれぞれの集会・学習会に参加し、JR連合2016春季生活闘争方針を策定するにあたっての前提条件となる昨今の諸情勢の報告、政策課題などについて報告し、組合員と情報の共有化を図った。

日本経済見通しと物価の動向や雇用状況を解説。働く者の生産性の指標である雇用者一人あたりGDPが名目・実質ともに上昇していること、企業がコスト競争力を優先して人件費を削減し続けた結果、生産性の伸びに対して、実質賃金の伸びが鈍い。したがって、企業は働く者の懸命な頑張りに報いるべきであり、労働力不足の中で人材確保のために生み出した付加価値の人への還元投資が必要不可欠である。また、GDPの中で個人消費が占める割合は約6割であり、厚労省などの報告でも、個人消費拡大に与える影響は月例賃金の引き上げが一番大きいとされている。また、一時金は企業業績でぶれ、左右されることから個人消費の拡大には結び付きにくい。

連合は「大手追従・大手準拠といった慣行からの脱却」を方針に掲げている。グループ企業や中小企業は、親会社や大手の妥結状況を踏まえながら回答するというのが実態であり、現実的には容易ではない。これまでの春闘のあり方を否定するわけではないが、このままでは格差は拡大する一方である。リーマンショックや東日本大震災などによって、この間、中小は大手からのコストカットを余儀なくされ、大手が支出を抑えるために、中小は低い契約単価での契約を迫られてきた。また、人件費を削減するために非正規を拡大してきた。だからこそ、正規と非正規、大手と中小との間における格差が拡大してきた。これらの現状を打破するためにはボトムアップでの運動を形づくる取り組みが必要である。

JR連合は、すべてのJR労働者の労働条件の改善をめざし、JR各単組、グループ労組の春闘を最後の最後まで全力で支援していく。

2月19日　北陸地協

2月25日　関東地協

2月27日　九州地協

2月10日　東海地協

2月13日　四国地協

3月3日　中国地協

3月7日　近畿地協

3月5日　北海道地協

正社員はもちろん、パート、アルバイト、学生、派遣社員、そして管理職の方々まで、どなたでも職場で役立つ法律知識を身につけられます!
ワークルール検定2016春
■試験日時 2016年5月22日(日)
■申込受付期間 3月1日(火)～4月30日(土) ※先着順。定員になり次第締め切ります。
■初級検定 AM10:00～12:00（受付開始 9:20）
講習 60分 & 検定 45分
検定料：2,900円(税込)
検定会場
北海道 札幌市・かでる2･7
旭川市・旭川市大雪クリスタルホール
帯広市・とかちプラザ
東京 千代田区または港区
神奈川 横浜市・神奈川県地域労働文化会館
新潟 新潟市・ガレッソホール
岡山 岡山市・ターミナルスクエア
和歌山 和歌山市・和歌山県JAビル
■中級検定 ※プレ検定または初級検定の合格者対象
PM14:00～15:20（受付開始 13:20）
検定 80分
検定料：4,900円(税込)
検定会場
北海道 札幌市・かでる2･7
東京 千代田区・連合会館
大阪 大阪市・近畿労金肥後橋ビル
福岡 福岡市・福岡朝日ビル
※希望者を対象とする中級講習を4月23日(土)に札幌・東京・大阪・福岡の4会場で開催します。詳細は公式ウェブサイトでご確認ください。
後援 厚生労働省、日本生産性本部
主催・お問い合わせ先 一般社団法人 日本ワークルール検定協会
電話番号：03-3254-0545（受付対応時間：平日10:00～17:00）
E-mail：jimukyoku@workrule-kentei.jp
自分を守る! 仲間を守る! 働きやすい職場をめざす!
公式テキストブック
WR検 ワークルール検定
詳しくは、ワークルール検定公式ウェブサイトまで
http://workrule-kentei.jp/

知って活かそうワークルール㉘

Q　次のうち、就業規則に必ず定めなければならない事項（絶対的必要記載事項）をひとつ選びなさい。

【正答率83%】

1　賞与の計算方法
2　退職金の計算方法
3　解雇事由
4　懲戒処分の種類

A　就業規則に必ず定めなければならない事項（絶対的必要記載事項）は、①始終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する事項（労基法89条1号）、②賃金に関する事項（同条2号）、③退職（解雇含む）に関する事項（同条3号）です。退職手当や賞与については、労働条件等に定めをする場合は、必ず記載しなければならない事項（相対的必要記載事項）とされています。よって、解答は3になります。

（ワークルール検定問題集2015［中級問題］より出題）

２０１６春季生活闘争

ＪＲ各単組の要求出揃う＜基本給以外の各単組の主な要求＞

要求実現へ鋭意、団交積み重ねる

ＪＲ連合は、2月3日に開催した第28回中央委員会で、すべてのＪＲ関係労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」に取り組み、「純ベア3,000円を含む月例賃金6,000円の引き上げ」とする2016春季生活闘争方針を決定した。ＪＲ各単組は要求を会社側に申し入れ、2016春闘交渉は大詰めをむかえている。今後、要求の実現にむけて各単組は粘り強く、団体交渉を積み重ねていく。

【ＪＲ北労組】
- 55歳以上の定昇2号俸もしくは85％への引き上げ
- 手当の増額（扶養、通勤、寒冷地）
- 手当の新設（主任職全員）
- 時間外割増率（Ｂ単価、Ｃ単価、Ｆ単価）引き上げ
- 若年層社員の計画的な配置
- リフレッシュ休暇改善
- 忌引休暇改善（血族5日→7日）
- 女性社員の職域拡大
- 育児・介護休暇期間の在職、在級年数の通算
- 育児・介護休暇時の代替要員確保との職場環境整備
- 年間総労働時間1800時間への考え方

【ＪＲＥユニオン】
- グループ会社の契約単価見直しによるグループ会社社員の賃金引上げ寄与
- 特休付与日数増
- 半休、保存休暇の運用改善
- 所定昇給額の一律1,000円増
- 扶養手当、割増賃金増、出向・退職手当の改善
- 夏季手当3.2ヵ月分及び成績率の公正適用、人材育成への有効活用
- 安全、サービスへの更なる投資

【ＪＲ東海ユニオン】
- 手当の改善（調整、扶養、役付、特殊勤務、労働関連諸手当、通勤手当、各種補給金）及び新設（役付、中央新幹線関係）
- 昇進制度の適正運用と昇格者数の拡大
- 男女平等参画の推進
- 専任社員制度など60歳以降の労働条件の充実
- 労働時間管理の適正化
- 福利厚生制度の充実
- 職場環境改善（熱中症や防寒対策、ＯＡ設備の充実等）
- 夏季手当3.1ヵ月分
- 契約社員及び臨時社員の雇用条件の改善

【ＪＲ西労組】
- 職務手当（駅長業務有資格者、列車見張員、指令員手当、線閉に関わる職務単位）の新設・増額
- 割増賃金の単価の見直し
- 各種手当等（深夜勤務等、夜間看護等、自動車等の通勤、復旧警備作業、災害等特別出勤、帰省等交通費、出向）の増額及び改善
- 手当の新設（衛生試験室の作業環境測定、北陸地域3セク出向の収入減分補填）
- 祝日等勤務手当支払い要件に購入券使用停止期間の追加
- 新幹線単独駅が勤務箇所所在地最寄駅となる場合の新幹線通勤の改善
- 巡回旅行などの日当の改善
- 自宅待機指示時の改善
- 別居手当、住宅補給金の増額・改善
- 50歳以降の社宅使用料の見直し
- 動物遺骸処置等給付金の改善
- 家財運送料の見直し及び退職時の家財運送料の扱い改善
- 保育所利用補助、インフルエンザ等予防接種の改善
- シニア・シニアリーダー社員の祝日等加算額の増額
- 契約社員の扶養手当の新設及び祝日等加算額の増額
- 技術継承・技能向上に関わる制度改善及び手当新設
- 年間臨給5.7ヵ月分

【ＪＲ四国労組】
- 労働時間短縮及び年間休日120日への拡大
- 時間外労働短縮と月45時間以上の割増の引き上げ
- 手当の増額（超勤、夜勤、祝勤）及び改善（扶養、職務、技能）
- 55歳以上の基本給支給率と適用時期改善
- 第二基本給の縮小
- 有給・無給休暇の拡大、保存休暇の使用事由拡大
- 会社クラブ活動中の負傷欠勤制度改善
- 育児・介護制度の改善（休職取得時の昇給）
- 看護休暇・育児短時間勤務制度の改善（適用年齢引上げ）
- エキスパート社員の多様な勤務制度新設、契約社員の結婚休暇等の新設
- 夏季手当社員2.3ヶ月分、エキスパート社員2.7ヶ月分、契約社員組合員基準

【ＪＲ九州労組】
- 55歳以降の基本給支給率撤廃及び昇給実施、50歳以降の年齢給改定
- 初任仕事給引上げ
- 特勤手当（当務駅長・運転取扱業務・交代制等勤務・緊急呼出・復旧警備作業・指導操縦者・乗務員・職務旅費）の増
- 時間外割増率の引き上げ
- 機関車操縦（仮称）・指令長手当の新設
- 技能手当の支給範囲拡大
- 嘱託再雇用社員の期末手当Ｂ基準額引上げ
- 労働時間短縮
- 育児・介護支援制度の充実
- 制度改善
- 福利厚生の充実等
- 嘱託再雇用制度改善
- 夏季手当3.0ヵ月分、55歳以上の加算措置、嘱託再雇用・パートナー社員の社員に準じた扱い

【貨物鉄産労】
- 採用時の年休付与日数増（15日以上）
- 寒冷地手当の一律増額（5,000円）
- 扶養手当1,000円増
- 超勤単価引上げ
- 永年勤続表彰35年の新設
- 私有物損見舞金制度の新設
- 契約・パート社員の正社員化
- 第2基本給の廃止
- インフルエンザ予防接種の全額負担（家族含め）
- 保存休暇の使用条件撤廃
- 人間ドック希望者全員対象
- 休日増（山の日）
- 各ロジ会社への安全表彰・報酬制度の新設指導
- 出向社員の労働条件（特休増等）の改善
- 期末手当年間4ヵ月分以上

特集・夏の参議院選挙にむけて

選挙運動で出来ることって何？（その3）

戸別訪問ではなく、「家庭訪問」と「個々面接」

「戸別訪問」は公示前も後も全面的に禁止されている（公職選挙法第138条）。

「戸別訪問」の定義は、有権者の家や会社などを訪問して投票をさせないように依頼するような行為であり、すべて禁止されている。したがって、自分の家に来た人に対して投票を依頼したり、偶然に街で会った人に投票や応援を頼むことは、「戸別訪問」にはならない。

「戸別訪問」禁止の対象には、住宅だけでなく工場なども含まれ、直接投票依頼をしなくても「戸別訪問」となり、選挙運動のために戸別に演説会の開催や演説を行うことについて告知すること、選挙運動のために戸別に特定の候補者の氏名もしくは政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと、政党の機関紙拡販で候補者名を言って訪問すること、なども該当する。

一方、公示前の合法的訪問活動は、「家庭訪問」と言い、後援会への入会や支持者拡大の活動のための訪問、公選ハガキの依頼のための訪問、ポスター貼付の依頼のための訪問、などが認められている。また、公示後の合法的訪問活動は、「個々面接」と言い、街頭や電車で偶然に会った人への投票依頼すること、親しい友人の家を別の用件で訪問したときに投票依頼すること、選挙の話になったので自分の考えを言うこと、公選ハガキの依頼のための訪問、ポスター貼付の依頼のための訪問、などが認められている。

公示前に労働組合で推薦した候補（予定）者の後援会活動に協力しようとする場合、公示前に後援会活動を行うことは政治活動のひとつであり合法的であるが、公示直前になると場合によっては政治活動ではなく事前運動と見られる危険がある。もちろん個人が自分の意志で自分の知り合いに後援会の入会を頼むことは何の問題もなく、むしろ積極的に進めてもらいたい。また、公示後に組合員の自宅に訪問する場合、預けておいた公選ハガキの受け取りのためであれば「戸別訪問」にはならない。ただし、投票依頼や個人演説会の告知訪問は「戸別訪問」になるのでできない。

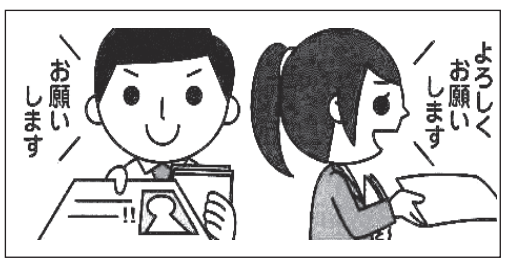

よく理解したうえで十分注意して選挙運動を行うことが肝心である。

組合事務所めぐり㉚

日本鉄道労働組合連合会（ＪＲ連合）

（中央区日本橋室町）

ＪＲ連合の事務所は東京都中央区の日本橋にあります。ちょうどかの有名な「日本橋」や百貨店三越本店から歩いてすぐの所です。東京駅からも歩いて10分程度です。ＪＲ連合の事務所には、常時は会長、事務局長以下６人の執行委員と３人の職員が在席しています。

日本橋周辺の歴史は、江戸幕府が砂洲や干潟等の低湿地を埋め立て広大な土地を造成し、城郭拡充用の水路を延長して日本橋川を開き、「日本橋」が架けられたことに始まります。１６０４年には全国に通じる五街道の起点と定められ、江戸の中心・日本の中心にある橋として、いつしか「日本橋」と呼ばれるようになったそうです。現在の「日本橋」は、第20代目にあたり１９１１年に建造され、国の重要文化財として指定されています。日本橋界隈は、五街道の起点として全国から多様な文化・技術が結集したことで、商業だけでなく、町人が育んだ庶民の文化もめざましい発展を遂げてきたと言われています。多くの商業ビルが立ち並び、蕎麦、てんぷら、寿司、うなぎ・・値段も様々ですが、美味しいお店もたくさんあり食事の場所には困りません。

お近くにお越しの際はぜひ事務所にお立ち寄りいただき、日本橋の歴史を探索してみてはいかがでしょうか。

首都高の大きな屋根の架かった日本橋

連合・交運労協で春闘総決起集会

月例賃金に拘り「底上げ・底支え」「格差是正」を

交運労協65万の仲間とともに賃金水準の引き上げめざす

２０１６年春季生活闘争のヤマ場である3月16日に向けて、連合は3月3日、交運労協と連合「交通・運輸」部門連絡会は3月4日にそれぞれ、中央集会、総決起集会を開催した。

3日の連合「２０１６春季生活闘争・政策制度要求実現３・３中央集会」で神津里季生連合会長は、「徹底的に月例賃金の引き上げに拘り、底上げ・底支え、格差是正で経済の好循環を実現するため、しつこくボディブローを打ち込んで闘い抜く」と決意を述べた。

翌4日に開催された、交運労協・連合「交通・運輸」部門連絡会の「２０１６春季生活闘争勝利３・４総決起集会」では、「交運労協に結集する65万人の仲間は、２０１６春季生活闘争を、所定内労働で生計を営むことが可能となる賃金水準を確立するために全力で闘い抜く」とする集会宣言を満場一致で採択し、山場に向けた取り組みの意思一致を図った。

会場の後楽園ホールは、1,400人の参加者の熱気でいっぱいになった

家族の幸せを災害から守る　交運共済ニュース

火災共済 ＋ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障＋修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

類焼損害保障

個人賠償保障

借家人賠償保障＋修理費用

※借家にお住まいの方のみ

オプション保障（類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険＋修理費用）は、共栄火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

B1424401E2144-20150209

みんなで暮らしをガード　交運共済（JR職域生協）　全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合